事 務 連 絡 平成30年7月9日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課 障害福祉課 精神・障害保健課

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く 御礼申し上げます。

生活保護基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しております。

これに関し、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決されました。

このため、今般、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」 (平成30年6月19日厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知) (別添)を発出し、その趣旨を理解した上で各地方自治体において判断していた だくよう依頼を行っているところです。

今回、改めて、貴課に直接情報提供いたしますので、内容を確認いただいた上で適切にご判断・ご対応いただくようよろしくお願いいたします。